

佐野市市民活動補償制度 よくあるお問い合わせ

Q 事故が起こったらどうすればよいですか。

- A 速やかに、市民生活課（電話：0283-20-3014、ファックス：0283-20-3046）にご連絡ください。事故の状況をお伺いし、必要な手続きをご案内します。

Q 市民活動を行う前に、市民生活課に活動計画書の提出が必要ですか。

- A 事前の活動計画書の提出は不要です。万一、事故が起こった際は、活動計画書や活動者の名簿等の提出が必要となりますので、活動計画書や活動者の名簿等の準備は事前をお願いします。なお、事前の加入手続きはありません。

Q 指導者等とは誰のことを指しますか。

- A 市民活動団体等において、活動の計画立案や運営の中心的立場にある方、またはその活動の遂行に責任を負う方をいいます。（会長、代表、理事、町会長、町会役員、スポーツ指導員等）

Q 市民活動団体が開催した講座を受講し、ケガをした場合、補償の対象となりますか。

- A 講座の受講者をはじめ、イベントや行事の来場者・観覧者・参加者は、対象外です。

Q 市内に活動の拠点を置いている団体ですが、市外に住む方も所属し、活動しています。市外に住む方が市民活動中に負傷した場合は、補償の対象となりますか。

- A 市外に住む方でも、市内に活動拠点を置いている団体で活動していれば、対象となります。

Q 公益性のある市民活動とはどのようなものですか。

- A 営利を目的とせず無報酬で行う、町会活動・清掃活動・防災活動等の地域社会活動、高齢者・障がい者等の生活介助等の社会福祉活動、講演会・音楽会・絵画教室等の青少年健全育成活動、団体の親睦を目的として行われるスポーツ等の社会教育活動をいいます。

Q 交通費は報酬に含まれますか。

A 交通費、昼食代等の実費程度については報酬とはみなしません。

Q 補償の対象となる事故とは、どのようなものですか。

A 活動中に活動者の過失により、他人にケガを負わせた・他人の物を壊してしまった等で法律上の賠償責任を負う賠償責任事故、活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故や活動中の往復（通常の経路に限ります）中に、活動者が死亡・負傷した場合の傷害事故です。

Q 補償の対象となる事故が起きた場合、どのような補償がされますか。

A 賠償責任事故の場合、規定の範囲内の金額が支払われます。傷害事故の場合、死亡・後遺障がい・入院・通院等の状況や日数に応じた金額が支払われます。

Q 現在、市民活動団体で保険に加入しています。市民活動補償制度があれば、市民活動団体で保険に加入しなくても大丈夫ですか。

A 市民活動補償制度は、補償対象者や補償内容等が決まっています。活動内容等によっては補償の対象外となるため、現在、市民活動団体で加入されている保険の内容をよくご確認いただいた上で判断をお願いします。

Q 災害発生時にボランティア活動を行い、ケガをした場合は補償の対象となりますか。

A 対象外です。特殊な状況の中での活動となり、ケガのリスクが大きくなるためです。災害ボランティア活動時は、別途災害ボランティアセンター等が取り扱うボランティア保険へのご加入をお願いします。

Q 町会の運動会に参加し、ケガをした場合は補償の対象となりますか。

A 指導者や運営スタッフは対象となりますが、競技等参加者や観覧者は対象外です。また、指導者や運営スタッフが競技等に参加した時にケガをした場合も対象外です。

Q 町会の祭りに参加し、ケガをした場合は補償の対象となりますか。

A 指導者や運営スタッフは対象となりますが、参加者や観覧者は対象外です。なお、指導者や運営スタッフが参加者として活動した時にケガをした場合も対象外です。神輿を担いでいる時のケガや、神輿で他人の財産に損害を与えてしまった場合も対象外です。

Q チェーンソーを使用した活動でケガをした場合は、補償の対象となりますか。

A チェーンソーを使用した活動は、補償の対象外です。また、安全ロープが必要になるような高所作業をとまなう活動も補償の対象外です。

Q 町会主催の草刈り中（草刈り機を使用中）に石をはね、駐車していた車に傷をつけてしまった場合は補償の対象となりますか。

A 補償の対象となります。

Q 町会で鳥獣侵入防護柵の補強や、倒木による柵の設置替え等を行っている最中にケガをした場合は補償の対象となりますか。

A 防護柵の補強や設置替えが、技術・経験等を問わない活動であれば、補償の対象となります。

Q 市民活動を行うのに必要があって自動車を運転中、交通事故を起こした場合は補償の対象となりますか。

A 市民活動を行っていた運転者の場合は傷害補償のみ対象となります。同乗者がいた場合、同乗者が、指導者や他の活動スタッフの場合は傷害補償のみ対象となります。同乗者が、単にサービスを受けている方等、直接活動に携わっていない方の場合は対象外です。なお、合理的な経路を走行中の事故に限ります。

Q 市民活動のための往復中に事故に遭った、または事故を起こした場合、補償の対象となりますか。

A 合理的な経路での往復中に限り、相手方の有無に関わらず、傷害補償のみ対象となります。賠償責任補償は対象外です。事故が起こった際は、活動計画書や活動者の名簿等の提出が必要となりますので、活動計画書や活動者の名簿等の準備は事前をお願いします。

Q 賠償補償について、少額でも補償の対象となりますか。

A 金額に関わらず、補償の対象となります。

Q 事故の報告はいつまでに行えばよいですか。

A 速やかに、市民生活課にご連絡ください。原則として、事故発生日から30日以内にご連絡をお願いします。ご連絡が遅くなるほど事故発生時の状況が不明確になり、手続きが難しくなる場合があります。市民生活課へのご連絡とともに、対物事故の場合は必ず写真を撮ってください。

その他、ご不明な点はお問い合わせください。

<事故が起こった場合の連絡先・問い合わせ先>
佐野市役所 市民生活課 市民活動促進係
〒327-8501 佐野市高砂町1番地
電話：0283-20-3014
ファックス：0283-20-3046
メールアドレス shiminseikatu@city.sano.lg.jp